

玉野市生活支援訪問員養成研修について

＜研修実施の流れ＞

- ① 事業所で研修講師を決定
- ② ①で決定した研修講師が下記「研修カリキュラム」に沿った研修を実施（他事業所と合同で開催可）
- ③ 修了証書（別紙様式）を2部作成し、1部は研修の修了者に交付し、1部は事業所で保管

＜研修講師の要件＞

総合事業を含む訪問系サービスの直接処遇職員として通算1年以上従事し、かつ十分な知識・技能・経験を有する者。
（雇用を予定する事業所とは異なる事業所に勤務する者でも差し支えありません。）

＜研修カリキュラム＞

必須項目	内容・目的
介護保険制度の概要 生活援助の目的と提供範囲	適切なサービス提供ができるよう、介護保険制度の仕組みについて学び、生活援助の目的や提供範囲について理解する。
自立支援	利用者が自立した生活ができるよう支援する「自立支援」の視点を身につける。
高齢者の心理・行動	高齢者の老化による心理や行動について考え、高齢者に寄り添った対応方法について理解する。
コミュニケーションの技法 接遇マナー	利用者や家族とのコミュニケーションの技法や接遇マナーについて学び、サービス業の従事者としての意識を高める。
リスクマネジメント 緊急時の対応	サービス提供時の事故を未然に防止する視点を養うとともに、事故発生等の緊急時に適切な対応ができるよう、報告や記録の方法等について身につける。
健康管理 感染症対策	サービスの質の確保及び安定した提供のために、従事者自身の健康管理や感染症対策について理解する。
認知症の基礎知識	認知症の基礎知識について学び、認知症の人と関わる際の基本的姿勢について理解する。
高齢者虐待防止	高齢者虐待の基礎知識について学び、虐待の予防と対応方法について理解する。
個人情報及びプライバシーの保護	個人情報を適切に取扱い、プライバシーを保護するための職業倫理を養う。
介護の技術	演習等を通して、サービス提供の方法について具体的に理解する。

上記の他、各事業所の判断により必要な項目を加えて実施し、研修の修了を判断してください。

講義の一部について、岡山県や民間事業者等が実施する研修（「介護に関する入門的研修」等）を受講に代えることができます。その際は、修了証書（又は受講したことがわかるもの）の写しを事業所が保管してください。

玉野市生活支援訪問員養成研修について

＜有資格者との同行訪問＞

- ・無資格者は、上記研修を修了し、かつ雇用事業所で有資格者との同行訪問をするまでは、単独で利用者宅を訪問し、サービスを提供することができません。生活支援訪問員として従事を開始する前に、有資格者とともに利用者宅へ訪問し、有資格者の指示によりサービスを提供してください。
- ・有資格者は、同行訪問の際、訪問員ができること、できないことについて具体例を提示し、無資格者に説明してください。

